

第263回奄美大島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和4年6月10日(金) 15:00～16:40
- (2) 場 所 大島支庁本館4階大会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業に係る制限措置等について(諮問)
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (2) ソデイカ漁業に係る委員会指示について(協議)
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (3) 浮魚礁の敷設承認申請について(協議)
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (4) くろまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について(報告)
- (5) その他
 - ・ 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について(協議)
→ 県連合海区委員会事務局案のうち、2案は原案のとおり承認し、1案は、修正について連合海区委員会にて協議するよう依頼する旨決定。

令和4年6月10日午後3時00分開会

【開 会】

吉元事務局長

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第263回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。委員10名全員の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

議事に入る前に、職員に異動がございましたので、紹介させていただきます。

まず、徳永の後任として事務局次長及び林務水産課水産係長に着任しました宍道でございます

次に、西堂園の後任として事務局書記及び林務水産課水産係に着任しました丸山でございます。

また、水産係で、猪狩（いがり）の後任として着任しました村瀬でございます。

それでは、茂野会長から御挨拶と、併せまして議事の進行をお願いいたします。

なお、保科及び山神は引き続き令和4年度も水産係に在籍しておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、茂野会長より御挨拶と、併せて議事の進行をよろしく願います。なお、議事を進めるにあたり、委員の皆様が発言される場合は、挙手していただき、会長から名前を呼ばれてから発言していただくようお願いいたします。

茂野会長

本日はお忙しい中委員全員の出席をいただき誠にありがとうございます。今回は、事務局の新体制での初めての委員会となります。よろしく願います。

それでは、議事に入る前に、今回の議事録署名者を「中田委員」と「篤委員」にお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

茂野会長

それでは今回は中田委員と篤委員に願います。

また、会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることで御了承ください。

【議事 1 知事許可漁業に係る制限措置等について（諮問）】

茂野会長

それでは議事 1 【知事許可漁業に係る制限措置等について】を議題といたします。この件は、諮問事項となっています。それでは、事務局から説明をお願いします。

山神水産技師

議事 1 について説明いたします。資料 1 の 1 ページを御覧ください。敷網（追込網）漁業許可については、令和 4 年 8 月 7 日をもって有効期間が満了するため、更新や新規許可申請が予定されています。このことから、鹿児島県漁業調整規則に基づき、制限措置の内容等を奄美大島海区漁業調整委員会に諮問するものであります。

諮問文を読み上げさせていただきます。大島林水第2004-19号、令和 4 年 5 月 30 日、奄美大島海区漁業調整委員会会長様、大島支庁長。知事許可漁業に係る制限措置等について（諮問）。このことについて、下記漁業許可に係る鹿児島県漁業調整規則（以下、規則）第 11 条第 1 項に基づく制限措置の内容等を別案のとおり定めたいので、規則第 11 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。記、漁業種類、敷網（追込網）漁業。

続いて 2 ページを御覧ください。鹿児島県漁業調整規則第 11 条第 1 項に基づく制限措置の内容等について説明させていただきます。内容については諮問を経て公示する予定です。

1. 敷網（追込網）漁業。（1）制限措置。敷網（追込網）漁業は対人対船許可漁業ですので、制限措置は操業区域、漁業時期、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格について定めます。このうち、漁業時期、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については全操業区域共通で、漁業時期は 1 月 1 日～12 月 31 日、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格は定めなしとなっており、現行許可と同じ内容となっております。

操業区域についても、現行許可と同じ内容となっております。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は各漁協に確認した許可申請予定者数としております。操業区域と、各操業区域で許可又は起業の認可をすべき船舶の数は次のとおりです。

ここで、資料の誤字について修正をお願いします。2 ページ表の左から二列目、操業区域について、一番上、大共第 1 号共同漁業権漁場及び奄美市笠利町地先海域の記載が、正しくは、大共第 1 号共同漁業権漁場内及び奄美市笠利町地先海域、漁場の後に「内」が入ります。そして、三行目以降、大共第 5 号以降ですが、数字の後にそれぞれ「号」が抜けております。

操業区域，大共第1号共同漁業権漁場内及び奄美市笠利町地先海域。許可又は起業の認可をすべき船舶の数，6隻。こちらは奄美漁協笠利支所の所属組合員が主に利用する海域です。続いて，大共第1号共同漁業権漁場内。許可又は起業の認可をすべき船舶の数，3隻。こちらは奄美漁協龍郷支所の所属組合員が主に利用する海域です。続いて，大共第5号共同漁業権漁場内。2隻。こちらは宇検村漁業協同組合の所属組合員が主に利用する海域です。続いて，大共第6号共同漁業権漁場内。6隻。こちらは瀬戸内漁業協同組合の所属組合員が主に利用する海域です。続いて，大共第9号共同漁業権漁場内。2隻。こちらは喜界島漁業協同組合の所属組合員が主に利用する海域です。続いて，大共第11号共同漁業権漁場内。2隻。こちらは沖永良部島漁業協同組合の所属組合員が主に利用する海域です。続いて，大共第12号共同漁業権漁場内。3隻。こちらは与論町漁業協同組合の所属組合員が主に利用する海域です。

(2) 申請すべき期間。令和4年6月15日～令和4年7月15日。参考，許可の有効期間。令和4年8月8日～令和7年8月7日。

続きまして，3ページをご覧ください。諮問内容にかかる大島支庁の考え方について説明いたします。中段，諮問内容に関する大島支庁の考え方をご覧ください。

制限措置の内容については現行の許可に合わせております。許可または起業の認可をすべき船舶の数は各漁協からの許可申請予定者数としております。これについては，

- ・ 操業区域を主に利用する地元漁協が同意していること。
- ・ 許可申請数の増加がないこと。

などから，各漁協からの許可申請予定者数として問題ないと考えております。

申請すべき期間は鹿児島県漁業調整規則により1月を下らない範囲内と定められていることから，令和4年6月15日～令和4年7月15日とします。

許可の有効期間は鹿児島県漁業調整規則により3年間と定められているため，現行許可の有効期間満了日の翌日にあたる令和4年8月8日～令和7年8月7日までとします。

許可の基準については5ページに別紙1として示しているとおり，令和3年5月28日に開催された第258回奄美大島海区漁業調整委員会で諮問し，承認を得ている基準を適用します。

以下は参考資料ですのでお目通しをお願いします。以上で議事1についての説明を終わらせていただきます。

茂野会長

説明が終わりましたが，御意見や御質問はありませんか。

各委員	(特になし)
茂野会長	それでは、質疑もないようですので、議事1については、原案のとおり定めることを適当とする旨、答申してよろしいですか。
各委員	(異議なし)
茂野会長	御異議がないようですので、議事1については、原案のとおり答申することと決定いたします。

【議事2 ソデイカ漁業に係る委員会指示について（協議）】

茂野会長	それでは議事2【ソデイカ漁業に係る委員会指示について】を議題といたします。この件は、協議事項となっています。それでは、事務局から説明をお願いします。
丸山書記	<p>議事2について御説明いたします。資料2を御覧ください。「ソデイカ漁業に係る委員会指示について」でございます。</p> <p>「ソデイカ漁業に係る委員会指示」につきましては、平成7年に最初の指示を出しましてから所要の改正を行いつつ、有効期間の更新を行ってまいりました。現行の委員会指示の有効期間が今年の6月30日で切れることに伴いまして、委員会指示の更新とこれに伴います承認取扱要領及び取扱方針の改正を行うものでございます。</p> <p>それでは、資料2の1ページを御覧ください。これまでの経緯でございますが、表にお示ししているとおり沖縄海区のソデイカ採捕に係る委員会指示との調整を図るため、指示の有効期間につきましては、その時の状況に応じまして3年もしくは1年としてきたところでございます。なお、昨年度の沖縄海区の状況につきましては、1ページの下の方でございますが、計4回協議がなされ、漁協や漁業者等の関係者の意向を調査するアンケートの結果や水産海洋技術センターからの継続した資源管理が重要との指摘を踏まえ、6月から11月を禁漁期間とする指示が更新されたところです。</p> <p>次に、ソデイカ漁獲量実績等の統計資料について、2ページから4ページに掲載しております。2ページは、過去5年間の月ごとの漁獲量実績になります。漁獲量としては、いずれの年も、奄美大島海区におけるソデイカ漁が解禁される11月が最も多く、12月から1月にかけていったん漁獲量が落ちこみ、2～5月にかけて漁獲量が微増しますが、禁漁直前の6月は概ね少なくなる傾向がみられます。</p>

また、3ページには、各年ごとの奄美海区及び沖縄海区の漁獲量を示しております。平成29年以降、奄美海区は年々、沖縄海区もほぼ年々、漁獲量が減少している状況です。4ページには、奄美海区の漁獲金額等の推移を示しております。

5ページから7ページには、委員会に先立ち管内各漁協を対象に実施したアンケートの内容及び結果について掲載しております。5ページは、アンケートの内容です。設問1が禁漁期間について、設問2がソデイカ漁業で使用する漁具の制限について、設問3がソデイカはえ縄漁業の操業区域の制限について、設問4が自由記述です。

6～7ページは、アンケートの結果です。設問1の禁漁期間については、奄美大島海区の現行の禁漁期間である7月から10月まででよいとの回答が8漁協中6漁協、6～11月と2ヶ月禁漁期間を延長すべきとの回答が喜界島漁協から、5～10月と2か月禁漁期間を延長すべきとの回答が瀬戸内漁協からありました。現行でよいとする理由は、漁業者の希望する声が多かった、小規模漁業者にとって11、6月の漁期は大変重要といったものでした。禁漁期間の延長を希望する理由としては、資源が減少していると感じることから、沖縄の禁漁期間に合わせてはどうか、5月からは他の漁法も始まり、ソデイカの数が少なくなるといったものでした。

設問2の漁具の制限について、まず、現行50海里内30本以内の旗等の本数については、現行どおりでよいの回答が6漁協、多くした方がよいとの回答が2漁協よりありました。また、現行50海里超50本以内の旗等の本数については、現行どおりでよいの回答が7漁協、多くした方がよいとの回答が1漁協よりありました。多くした方がよいの理由としては、2人乗り、3人乗りの船には少なすぎるとのものでした。そして、現行はえ縄1隻350本以内の擬餌針（ぎじばり）の本数については、現在はえ縄漁業を行っていないとの1漁協の回答を除く7漁協から、現行どおりでよいとの回答でした。

設問3の現行はえ縄50海里内禁止の操業区域の制限については、現在はえ縄漁業を行っていないとの1漁協の回答を除く7漁協から、現行どおりでよいとの回答でした。

設問4の自由意見では、様々な補助が行われている沖縄と比べ、奄美群島は道具への投資も大変であるため、一義的に沖縄に合わせた禁漁期間とするということではなく、奄美海区の状況を踏まえて禁漁期間を考えるべきとの意見、資源回復のために、旗等の本数は全海域で30本以内で操業するのが望ましいとの意見、禁漁期間については、漁業調整委員会において資源管理の観点から指導力を発揮してもよいのではとの意見もある、といった意見がありました。なお、7ページ一番下のポツの「禁漁期間は賛否両論あり、」の意見の「大型線」の線が水平線の線となっており、誤字ですので、船の字に訂正をお願いします。

次に、8ページから9ページに、令和3年に出されている沖縄県の委員会指示を参考までに添付してありますので、お目通し願います。禁漁期間について、赤色の下線で示しております。

ここまでの説明を踏まえ、事務局としては、近年の月ごとの漁獲量実績では禁漁直前の6月は概ね少なくなる傾向がみられること、各年ごとの奄美海区及び沖縄海区の漁獲量では、平成29年以降、奄美海区も沖縄海区も漁獲量が年々減少していること、アンケートの結果では、小規模漁業者にとって11、6月の漁期は大変重要とのことなどから現行の禁漁期間を希望する声が多い一方、資源減少の観点から沖縄の禁漁期間に合わせてはどうかといった声や5月からは他の漁法も始まりソデイカの数が少なくなるといった意見も挙がっていること、そして、昨年の当委員会でのソデイカ漁業に係る委員会指示に係る協議の中で、「沖縄県と段階的に足並みを合わせていった方が良いと思っている」という御意見があったことなどを踏まえ、現行の禁漁期間を1ヶ月延長する、6月から10月を禁漁期間とする改正指示案を提案します。なお、禁漁期間以外の、ソデイカ漁業で使用する漁具の制限やソデイカはえ縄漁業の操業区域の制限については、アンケートの結果、現行どおりでよいとの意見が多いことや、資源管理の観点から、現行の内容を更新することでよいと考えております。

具体的な改正案につきまして、資料の10ページ以降で御説明いたします。資料の10ページを御覧ください。こちらが、委員会指示の新旧対照表であり、アンダーラインを引いてある部分が今回の変更部分でございます。更新案の欄を上から順に説明いたしますと、まず、前文におきまして、指示番号を第4-1号に改めさせていただいております。次に、指示年月日ですが、県の公報掲載予定日となりますので現時点では空欄とさせていただいております。そして、「5」の操業期間の制限については、先ほど提案しました現行の禁漁期間を1ヶ月延長する、6月から10月を禁漁期間とする改正指示案を反映し、禁漁期間を毎年6月1日から10月31日までとしています。さらに、「13」の指示の有効期間でございますが、近年、沖縄県の指示内容の見直し等もあることから、新しい委員会指示の有効期間を昨年同様1年間とし、来年の禁漁期間の開始直前の令和4年7月1日から令和5年5月31日としております。続きまして承認取扱要領でございます。資料の11ページと12ページになりますが、この中で11ページの前文及び第8で、アンダーラインの部分でございますが、指示番号を委員会指示内容と合わせるため第4-1号と改めております。また、附則の部分につきましても、施行日を令和4年7月1日に、失効日を令和5年5月31日にそれぞれ改めております。様式につきましては、12ページの「ソデイカはえ縄漁業承認申請書」のアンダーラインの部分に、新しい委員会指示番号第4-1号が入ることとなります。続きまして取扱方針でございます。資料の13ページで、アンダー

ラインの部分ですが、指示番号を委員会指示内容と合わせるため第4-1号と改めております。また、附則の部分につきましても施行日を令和4年7月1日に改めております。

以上が改正内容でございます。14ページから20ページにつきましては、奄美大島海区漁業調整委員会指示等の原案文を資料として添付してありますので、お目通し願います。

そして、21ページ以降には、参考資料として、「ソデイカに関する知見の整理」を掲載しております。こちらについて、事務局次長の宍道より説明いたします。

宍道事務局次長

保護期間の延長に関し、参考となる生物学的な知見等について整理した資料を説明します。この資料は、私が水産技術開発センターに在籍していた際に整理したものです。

ソデイカという約20キロまで大きく成長するイカは、赤道を挟み南北半球の熱帯から亜熱帯、一部温帯域にかけて幅広く分布している資源です。わが国では、沖縄、奄美、小笠原海域、そして日本海沿岸域でも漁場が形成されています。

漁業の操業について、古くは、日本海側で、水温が低いいためか浅場に生息しており、定置網に入ったり浜に打ち上げられたりしていました。21ページの浜に打ち上げられているソデイカの写真は、日本海側でみられる現象です。兵庫県で樽流し立縄漁業、こちら（奄美）で行われている旗流し漁業にあたりますが、これが南方の漁場に伝わってきたということです。

日本海側では水深100メートル前後、沖縄・鹿児島あたりでは水深500メートル前後で操業されます。写真に写っている赤白のフックがついたのが疑似餌で、テカテカ光るようになっており、3つぐらい付けて海中でイカに食べさせて釣るというものです。

漁獲量は全国で2～5千トンくらい、奄美では近年減少傾向にあるということです。資源の減少の一方で、これは、冷凍して保存できるということで、非常に人気の高い資源となっており、最近では（キロあたり）千円を超えるような価格帯、今現在は1,100～1,200円と聞いていますが、奄美群島の漁業者の経営を支える柱となる資源です。

基礎生態は、約20キロまで大きく成長するイカでありつつ、他のイカ類と同様、寿命は1年です。1年と分かる理由は、頭の中にある平衡石の断面を見た際に見られる日周輪を数えると、約300本あることがわかります。成熟サイズは、MLとあるのは外套長、頭や足を除く胴体の長さで、メスが65センチ、オスが60センチ、これが生後6～8か月くらいでの大きさになりますが、それくらいの大さきまでならないと産卵しないということです。産卵期は長く、早いものでは2月から、遅いもので7月くらいまで、ピークが3月から5月頃の春の時期になります。産卵

期の間に何回も卵を産むということで、22ページに海中でダイバーが卵を観察する写真がありますが、卵の塊を作って浮かびながら卵が育ってふ化するというのを産卵期間に繰り返します。熱帯から亜熱帯域の広いところで、あるいは日本海側でもこの卵塊が確認されているという記録が得られています。

ソデイカの卵は、だいたい1週間から10日でふ化した後、表層から深いところまで浮かびながら移動し、外洋域に分散していきます。泳ぎの遅いハダカイワシ類や小さなイカ類を捕食します。ソデイカに記録型の標識をつけて、どういう行動をするかという研究も行われていますが、(ソデイカは)泳ぎがあまり上手ではなく、遊泳速度が1ノット以下ということで、積極的に泳ぎ回らないということです。受動的に運ばれていくということです。また、日周鉛直移動をするということで、昼間は深いところに潜って、夜間は沖縄の海域では50メートルと浅いところに生息します。23ページ右上にある、Fig.2とある、英語で記載されたもので、これは、日本海側でのデータのため、水深が150メートルくらいまでしか昼間は潜っておりませんが、グレーのところは夜、白の帯が昼間になりますが、日が昇ると潜って、日が沈むと表層のほうにやってくるという移動を繰り返していることです。その下に、漁具の設置した水深帯のデータがあります。これは沖縄のデータになります。水深400～500メートルのところに、音響散乱層という、海底よりも浮いた中層のところに偽の海底が映る層があり、ここにプランクトンや小さなイカ、ハダカイワシが群がっているところですが、そこに漁具を設置して(ソデ)イカが捕れたと。夜になると、このプランクトンが表層に浮かんでくるのですが、そこと同じところにソデイカが浮いてきて、つまり、餌と一緒に浮いたり沈んだりして、餌のそばにいて餌を食べてどんどん成長していきます。

資源管理について、奄美大島海区、沖縄海区とも、(本資料を作成した)当時は7月から10月を保護期間としていたが、その後、沖縄海区のほうで、6月と11月、保護期間を(従来から)前後1か月ずつ伸ばしたことになります。沖縄海区では、なるべく小型のものは捕らないようにしようということで、50センチ以下は扱わないことをされていると聞いています。これは、まだ卵を産まないサイズであるため、合理的な取り組みだと思います。兵庫県でも、小さいものはなるべく再放流することが推奨されています。一年で大きくなるイカであるため、放っておけばすぐ大きくなって自分たちに還元されるということです。

以上のような生態をもつイカをどのように利用していくのがいいのかということで、私が奄振(奄美群島振興交付金)事業の中で、資源が減少しているソデイカを合理的に利用していったらいいかということを考えて、沖縄県のように、早生まれの小型のソデイカが捕れ、また、産卵期でもある6月や、解禁してイカが多く取れる漁師としては重要な時期

ではあるけれども、小さいイカが多い11月を保護期間にできないかという一方で、漁ができる時期に、集中的に、合理的に多く捕ろうということで、どういうところで資源が多く漁獲できるかという海況条件、流れがどうなっているところで、水温がどうなっているところでイカが多く捕れるのかという情報を整理して、ピンポイントで多く捕れるところで短期間で多く漁獲していけばどうかということで、保護期間を延長する一方で、短期間でこれまでと同じ量を漁獲できる姿を目指してはどうかということで、奄振事業の5か年の研究事業を考えました。これは、鹿児島大学水産学部の先生にも御協力いただき、また研究ステーションを与論町漁協に設け、漁業者の操業日誌などを提供いただき、漁場形成条件の抽出、漁場予測技術、現在、一週間後の海況予測図などを利用できる時代になってきているため、条件のいいところを予測して、そこで効率的に漁獲できるようにしましょうといった研究の途中です。いずれ、研究の成果が皆様に還元できると思っております。

丸山書記

以上、議事1についての説明を終わらせていただきます。10ページから13ページのと通りの委員会指示等でもよろしいか、御協議をお願いします。

なお、沖縄海区漁業調整委員会事務局との意見交換について、併せて説明します。沖縄海区の6月から11月の禁漁期間について、沖縄の漁業者から奄美海区においても歩調を合わせるできないか、との意見があること等から、沖縄海区漁業調整委員会から、意見交換の提案がありました。沖縄海区との意見交換については必要なことと思っておりますので、今後、実施に向けて調整してまいります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

鳥居委員

ソデイカの資源管理の件について、昨年度、与論町漁協にお邪魔して、実際の漁業の様子や禁漁期間の延長がどのような影響を及ぼすかについて調査したので、報告させてください。配布した1枚紙を御覧ください。

与論町漁協は、ソデイカ漁が非常に重要な漁協で、漁獲と金額は資料のとおり推移しています。資料の裏を見ていただくと、6月と11月の漁獲量、金額が全体のどれくらいを占めているのかという図です。漁獲量、漁獲金額ともに、平均すると、年間で11月が15%、6月が5%に相当しています。今回、禁漁期の延長を考える場合に、11月と6月をセットで延長すると、漁獲量、漁獲金額とも20%程度、単純に失うことになります。これが別の時期に捕れてカバーされるかもしれませんが、単純

にこういった影響が考えられます。話を聞くと、大型船は、6月はキハダ漁に替えられるので、6月は禁漁期延長でいいのではないかといった意見や、6月のソデイカは品質が悪く、抱卵している個体が多いので、同じ漁場でソデイカを捕っている沖縄と足並みをそろえたほうが良いという意見がある一方で、小規模漁業者が沿岸で5～6月にソデイカを捕っているので、小規模漁業者であるほど影響が出るという意見がありました。

よって、漁協で調査したところ、感情が1つあるのかなど。沖縄と比べて漁船規模も小さく、漁獲圧力も小さいのに、という感情が1つ。そしてもう一つは経営的な側面ですね。6月を禁漁にすると、5%と全体への影響は少ないけれども、小規模漁業者への影響はそこそこあるだろうということですね。そこで、6月を禁漁にした場合に、その時期に漁を失ってしまう小規模漁業者の代替収入源を、何か替わるような漁業ができるようなものをうまく探す必要があるのかと思います。ただ感情や経営的なことを言っても、ベースとなるのは資源なので、科学的知見に基づく対応が望ましいということで、宍道事務局次長から、現在研究を続けているとのことでしたので、その研究結果をうまく活用しながら、まずは6月（を禁漁）なのかなど。今後の研究成果を見ながら、11月の延長の可否を考えればいいのかと思います。

茂野会長

他に御意見や御質問はありませんか。

篤委員

一番気になるのは、大型船よりは、6月に操業していると思われる小規模の漁業者が実態としてどのくらいの経営体がいっちゃって、その方々にとって6月の水揚げがどのくらいの経営への影響を占めるのかと。大型船は、確かに、キハダ漁をやられたり、この時期は品質が悪いのでとされるんですけども、小型船の方はそういう訳にいかないでしょうから、その辺の実態はどうなのだろうか。

アンケートで、現行どおりでいいと旗の本数などもありましたけれども、禁漁期間についても（旗の本数と）同じくらい現行どおりでいいという意見が多い中で、その意見をどう踏まえるかということで、現行通りでいいと言っている漁協は、小規模漁業者への影響を気にかけているのではないかと思っているのです、そのあたりが明確になると、延長もスムーズに考えられるのかなと思っています。

また、宍道事務局次長の説明であった研究では、CPUEは出ているんですか。

宍道事務局次長 資料24ページで、CPUEというのが、1隻1日あたりの漁獲量というもので、与論町の複数のソデイカ漁師の方々に、操業日誌を提供いただいて、一日ごとの本数、緯度経度についての情報を提供いただいているので、単純な漁獲量との比較ではなく、一日ごとの捕れ具合というのがCPUEで評価できているということです。

篤委員 その結果はどうなっているのですか。やはり減少ということですか。

宍道事務局次長 そこにつきましては、研究機関から、大学に委託している研究内容等も踏まえて、まとめられた段階で情報が提供されるものと思っていますが、ここでCPUEのデータを使っている目的は、よく捕れた日はどこで操業したのか、その時の水温、海流、あるいは表層の水温だけではなくて、海底400～500メートルの水温のデータなども手に入るので、よく捕れた時の海況条件がどうだったのかという観点でデータを採取しております。篤委員が指摘されたのは、漁獲量は減っているが、CPUEで評価したときにどうなのかという観点からの御質問かと思いますが、本研究でのCPUEの扱いは、今申し上げたとおりです。研究所には、篤委員から御指摘のあった観点からのCPUEの動向についてもデータが整理できないか相談してまいりたいと思います。

篤委員 あと1点、日本海側で（もソデイカが）捕られていると思うが、日本海側のソデイカは、恐らく南の海で生まれたものの死滅回遊だと思っているのですが、死滅回遊であるから、いわゆる日本海側で産卵して資源になっているということは考えにくいと思っているのですが、そうになると、南の海のソデイカの資源が減るということは、日本海側も捕れなくなると想像できるのですが、そのあたりの情報はありますか。

宍道事務局次長 全体としての資源構造として、要するに、どの範囲までが我々が利用しているソデイカ資源の遺伝的な系群なのかということは詳しく解明されているわけではないです。ただ、篤委員のおっしゃるとおり、大きな産卵場は、日本海側のソデイカにとっても、南方海域だと思います。ただ、宮原さんという兵庫県水試の方で、ソデイカの研究で京都大学の博士論文も書かれた方ですが、その方の濃密な研究の結果では、日本海側でも産卵場が観察されていて、卵塊を発見して、持って帰って飼育したらソデイカになったと、そこまでやっておられるんです。したがって、日本海側にも恐らくローカルな産卵場がある、但し、日本海側のソデイカ資源を支えているわけではないかもしれないと。死滅回遊のお話がありましたけれども、そこで生まれたものが実際どうなっているかということがなかなか詳しいことが十分にはわかっていないという状況です。

茂野会長	他に御意見や御質問はありませんか。 今回、保護期間を1か月間延長するわけですが、よろしいですか。御意見ありませんか。
鳥居委員	先ほど篤委員からもあったように、小規模漁業者に影響が大きいと、その方々も生活に困ってしまいますので、1か月の延長、6月を禁漁期間とすることに異論はないですが、経営のことをよく調査して、代替収入源になるようなものを、可能性も含めて何か提示、アドバイスするようなことも含めてやっていただければと思います。
茂野会長	ありがとうございます。他に御意見や御質問はありませんか。 それでは、質疑もないようですので、議事2については、原案のとおり指示することとしてよろしいですか。
各委員	(異議なし)
茂野会長	御異議がないようですので、議事2については、原案のとおり決定いたします。

【議事3 浮魚礁の敷設承認申請について（協議）】

茂野会長	それでは議事3【浮魚礁の敷設承認申請について】を議題といたします。この件は、協議事項となっています。それでは、県から説明をお願いします。
田中技術主幹兼 漁場開発係長	浮魚礁の敷設承認申請でございます。奄美大島海区漁業調整委員会指示第1－3号の1（1）の規定により、浮魚礁敷設の承認を受けたいので、申請します。 申請の理由としては、（資料3の1ページの）事業計画説明書にありますように、令和4年度、今年度事業におきまして、奄美地区水産環境整備事業、広域漁場整備事業におきまして、浮魚礁を新たに設置するという事で承認申請を行うものです。これにより、漁業経営の安定と所得の向上を図るものです。 利用方法については、鹿児島県人工漁礁管理運営規定及び奄美地区人工漁礁管理運営協議会の規約によることとします。 対象魚種としては、カツオ類、マグロ類、カジキ類、シイラ類を対象として、一本釣り、旗流しなどで奄美群島内の漁業者が利用することを想定しています。

(資料3の1ページの)事業説明書を御覧ください。敷設位置は、沖永良部島沖とありますが、これは元の名称が与論島東沖No. 1という名称でしたが、平成30年に流失し、その代替として今回、沖永良部島沖という名称で(設置します)。これは、沖永良部島漁協から名称を変えてほしいという要望と、敷設位置が前の浮漁礁よりも5キロほど沖永良部島に近くなっているということと、与論島東沖に一つ(浮漁礁が)あるので、沖永良部島沖という名称が一つあってもいいのではないかとということで、名称を以前の与論島東沖No. 1から沖永良部島沖と変えたところです。敷設位置のほうは、2ページに地図がありますので御覧ください。星印がついているところでございます。昔の与論島東沖No. 1がここから南に約5キロほどのところに敷設されておりました。

水深は約995メートル、1,000メートル弱でございます。漁礁の種類としては、浮沈式表層型浮漁礁で、普段は浮漁礁が海上に浮いているのですが、流れが速かったりすると沈み込むということで浮沈式のタイプでございます。

構造としては、2～3ページに構造式がございます。かなり大きな、浮体のほうで8メートル弱、7.5メートルほどあります。そこから、およそ700メートルほど、ワイヤーに漁具が絡まっても切れないようにポリエステル製の膜をして、化学繊維のロープになり、アンカーチェーンが300メートル弱ほどあって、トータルの長さが水深1,000メートル弱に対して1,800メートルほどの係留索となっています。そして、船からのレーダーによく反応するように、レーダーリフレクター等を4.5メートルほど海面に出るような形でございます。

浮漁礁の設置期間ですが、承認された日から令和15年3月31日とし、耐用年数を10年と見ていますので、その期間、承認していただければと考えています。

安全対策としては、目立つようなところに「所有者 鹿児島県」と連絡先を記載するようにいたします。あとは、標識灯は4.5キロ先から光を識別できるようなものを、そして標識ブイのほうに3ページの25番にあるように、少し光を離れたところに入れてより見つけていただける形にしております。

管理等でございますが、先ほど少し説明したとおり、地元漁協と関係市町村で組織される奄美地区人工漁礁管理運営協議会に管理委託を行い、協議会では日常点検をしていただいて、漁業者を通じて標識灯の異常等を把握して、異常等があった場合には県のほうに知らせていただくということでございます。浮漁礁に搭載しているイリジウム衛星通信を利用した流失監視装置がありますので、その装置が作動した場合には、どこまでも人工衛星で追跡できるということでございます。浮漁礁の位

置のモニタリングを行う，切れてないかを行うとともに，年1回の定期点検を行うことにしています。

そして，浮漁礁流失防止事項の厳守ですが，過去に流失が何件もありまして，いろいろ改善をしながら流失防止策を取ったところでございます。具体的には，浮沈式浮漁礁で流失している大きな原因が，7.5メートルある浮体が，かなり大きな船だと思えますけれどもぶつかって，ロープが切れるわけではなく浮体が引きちぎられることが要因でありますので，補強棒を6本から12本と倍に増やして，そのうち6本には裏にステンレス鋼を入れるなど，これまで流失してきた原因を探りながら補強をしてきたところでございます。完全ではないですが，これまでの流失を原因分析しながらその主な原因についての対策をとっているところでございます。流失が生じた場合には，直ちに標体を回収し，アンカー，ロープ等についても回収するように努めます。また，奄美海上保安部等へ通報いたします。

今準備を進めておりますが，発注は8月末頃を予定しています。

以上，簡単ではございますが，説明を終わります。

茂野会長

説明が終わりましたが，御意見や御質問はありませんか。

鳥居委員

3点ほど教えてください。まず1つ目が設置コストはどれくらいなのかという点と，2番目が場所，平成30年度に流失した場所の近くにといいことですが，もともとこの場所が魚群や海流などで適した場所なのかどうかという点と，3つ目がいろいろなところに話を伺うと，最近，魚礁に水温や潮流を図る機能があって，電話するとデータが寄せられるという，そういったものがあれば，出航する前にある程度漁場の情報が分かるのでありがたいという声があったのですが，そういったものが装備されているのかという点を教えてください。

田中技術主幹兼
漁場開発係長

1つ目の設置コストですが，段々とコストがアップしておりまして，詳細はこれからになりますが，当初予算は2億6千万円となっております。

2つ目は，利用を想定される漁業者や漁協から聞き取りを行ったところですが，1,000メートル，2,000メートル，もっと深いところで，海洋観測のブイがあったりして，2,000メートル級のところも効果があるという実績があるのですが，そうすると，係留索が長くなって費用がかなり高くなるため，そのあたりとの関係で，1,000メートルくらいで漁業者の利用が組み込まれるようなところを，聞き取りをしながら設置しているところですが。前の流失した場所もそういったところで設置をしており，またその場所に設置できればよかったですのですが，係留索が回収できなかったのも，係留索に引っかからないように5キロほど北のほうへ

ずらしたということでございます。

3番目の、魚礁に水温計とかを設置するということが、説明がもれましたが、3ページの27番に水温センサー取付管というのがあり、センサーをつけて、そこから水温を公開するように設定しております。

茂野会長

ありがとうございます。他に御意見や御質問はありませんか。
それでは、質疑もないようですので、議事3については、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。

各委員

(異議なし)

茂野会長

御異議がないようですので、議事3については、そのように決定いたします。

【議事4 くろまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）】

茂野会長

それでは議事4【くろまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について】を議題といたします。この件は、報告事項となっています。それでは、議事提出者である県から説明をお願いします。

加治屋技術専門員

くろまぐろのTACについて動きがあったので、報告いたします。
まず概要です。国から知事管理漁獲可能量の追加配分があったということで、それによる変更、次に「鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業」について、漁獲実績が積みあがったということで県留保枠から配分する措置を行ったことによる変更ということです。そして、「鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業」の管理区分について、今後しばらくは漁獲可能量の国からの追加配分や他の都道府県からの融通が見込めないことからこちらの管理区分を採捕停止措置としています。
まず、国からの追加配分があったということで、小型魚の配分についてです。配分の根拠ですけれども、鹿児島県資源管理方針別紙になります。当初配分の比率で配分するということがございます。配分の比率につきましては、定置漁業とその他の漁業で72：28となっております。国からの追加配分のあった量が2.2トンでございます。こちらのほうを比率どおりに配分しまして、定置漁業に1.6トン、その他の漁業に0.6トン配分しております。変更後の数量につきましては、（資料4の1ページの）④にありますとおり、鹿児島県定置漁業の上半期が1.6ト

ンの追加で6.2トン、その2つ下、鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業の上半期のほうに0.6トン追加しております。追加前が0.9トンでしたので、1.5トンということになります。

次に、大型魚の配分でございます。配分の根拠は、先ほどと同じでございます。当初比率の配分で配分するということでございます。定置漁業とその他の漁業の配分の比率ですけれども、55：45ということでもございました。国からの追加配分量が1.2トンありましたので、定置網のほうに0.7トン、その他の漁業に0.5トン追加で配分したということでもございます。変更後の数量につきましては、鹿児島県定置漁業のほうで、変更前が4.4トンでしたが、変更後は5.1トンと、鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業につきましては、変更前は3.6トンでしたが、0.5トン追加して、4.1トンになったということでもございます。

次に、3番目の項目です。県留保枠の配分ということでもございます。こちらは、鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業のみでもございます。こちらの管理区分の漁獲の状況ですが、令和4年4月25日時点で4,794キロでした。こちらについて、県の留保枠から配分しましたが、配分の考え方としては、鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業の管理区分が国からの追加配分を受けた後の数量、4.1トンでも0.7トンが不足することから、県の留保枠から0.7トンをこちらの管理区分に配分するという措置を取っております。

現在のところ、最終的な数量としては、（資料の2ページの）（3）でもございます。鹿児島県定置漁業のほうに5.1トン、鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業のほうに4.8トンとなっております。県の留保枠につきましては、元々0.9トンあったのですが、0.7トンを放出しましたので、0.2トンとなっております。

最後に鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業管理区分の採捕停止についてでもございます。こちらの管理区分につきましては、今後しばらく漁獲可能量の国からの追加配分が見込めないことや他都道府県からの融通が見込めないことから、こちらの区分を採捕停止といたしました。令和4年5月13日付けで県公報において告示されております。

以上です。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

篤委員

今の説明について、国からの追加配分、あるいは県の留保枠を充当して、それでも大型のその他のくろまぐろは（漁獲可能量を）超えるかもしれない状況で結局採捕停止となっている状況ですが、他の管理区分についての現在の漁獲状況はどのようになっていますか。

加治屋技術専門員	定置網の小型魚につきましては、3トン程度の実績、その他の小型魚につきましては、140キロ程度の実績でございます。定置網の大型魚につきましては、かなり漁獲が積みあがっている状況で、（漁獲可能量が）5.1トンということですが、これに近い状況になっております。
茂野会長	他に御意見や御質問はありませんか。 それでは質疑もないようですので、議事4については、これで終了いたします。

【その他 全国海区漁業調整員会連合会九州ブロック会議への提出議題について
（協議）】

茂野会長	次に「その他」ということで、事務局から1点、追加で委員に協議いただきたい事項があるとのことです。議事事項は、【全国海区漁業調整員会連合会九州ブロック会議への提出議題について】です。この件は、協議事項になります。それでは、事務局から説明をお願いします。
丸山書記	<p>それでは、議事事項ではあげておりませんでした、鹿児島県連合会区漁業調整委員会事務局より協議依頼がありましたので、その他の項目にて、九州ブロック会議への提出議題について協議させていただきたく、御説明させていただきます。</p> <p>では、資料5を御覧ください。本議題は、全国海区漁業調整委員会連合会の九州ブロック会議への提出議題ということで、鹿児島県連合海区の委員会事務局におきまして作成しました、本県の漁業に関する課題等について、国の関係省庁に対しての要望案でございます。つきましては、委員の皆様には、この内容等について御協議いただきたいと存じます。なお、提出議題につきましては、継続分3件となっております。</p> <p>それでは、1ページを御覧ください、この議題の取扱い、流れについて、御説明させていただきます。本県には、鹿児島・熊毛・奄美大島の3海区がございます。この3海区におきまして、今回の議題についてそれぞれ審議していただくこととなります。各海区で承認を受けました後は、今後開催されます鹿児島県連合海区漁業調整委員会におきまして、御審議いただき、承認されますと本県から国への要望案ということで、秋頃にかかれる予定の九州ブロック会議に提出します。その後、最終的には漁業調整委員会の全国組織であります全国海区漁業調整委員会連合会で要望案が整理されまして、総会で承認後、国に対しまして要望書を提出し、国からの回答が来る形となっております。</p>

2 ページをお開きください。県連合海区から、各単海区あての協議依頼文でございます。要望事項の事務局案につきましては、中ほどにあります2の(1)、①から③までの3つの項目でございます。

また下記の1及び2(2)にありますとおり、各海区において、九州ブロック会議へ話題提供を希望する事項または議論したい事項、そして新たな要望事項がある場合には、連合海区に上げてくださいますといった依頼文となっております。

それでは、提出議題の事務局案について説明させていただきます。3ページをお開きください。まず、提案議題1です。「大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について」でございます。こちらは、継続要望事項で、毎年上げさせていただいているものでございます。要望内容としましては、

- 1 鹿児島・熊毛・奄美海域における大中型まき網漁業及び熊毛海域における沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し・拡大を図ること。
- 2 違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとする。

という2点です。内容に関しましては、昨年度と変更はございません。

4ページをお開きください。続いて提案議題2です。「日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について」でございます。こちらにも、継続要望事項で、毎年上げさせていただいている内容でございます。

要望内容としましては、

- 1 国は、中国漁船の操業条件を遵守させること。
- 2 国は、中国漁船の操業条件を決定する交渉に当たっては、今後とも当県周辺水域には、まき網に限らず、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。
- 3 当県周辺水域における外国漁船の監視取締体制の強化を図ること。
- 4 日本漁船の安全な操業を確保すること。

の4点です。こちらにも、内容に関しましては、昨年度と変更はございません。

5ページをお開きください。提案議題3です。「太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について」でございます。こちらにも、継続要望事項で毎年上げさせていただいている内容でございます。

要望内容としましては、

- 1 国際的な水産資源である太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴い、影響を受ける沿岸漁業者の経営の維持・安定を図るため、我が国の漁獲枠が早期に拡大されるよう関係各国への働き掛けを行うとともに、国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。
- 2 クロマグロの再放流技術の早急な確立と技術導入等への支援制度の拡充、他漁業への転換に必要な技術習得・漁具等に対する支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること

の2点です。こちらも、内容としましては、昨年度と変更はございません。

以上が、全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題についての説明となります。

なお、6ページ以降には、令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会による要望結果を添付しております。こちらは、一昨年度に要望をとりまとめたものを昨年度に国に対して要望したものと、その結果がまとめられております。内容については、お目通しをいただきければと思います。

最後に、鹿児島県連合海区漁業調整委員会より、年1回開催されている連合海区委員会につきまして、既に茂野会長、奥田委員、篤委員には連絡があったかと思いますが、7月14日に連合海区委員会を開催するということで予定をしておりますので、各海区において連合海区で協議いただきたい議題があればお知らせいただきたいとの連絡がありましたので、連合海区で協議いただきたい事項がありましたら、御審議いただく中でお知らせいただきたく存じます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

鳥居委員

一点、情報提供ですが、離島振興法が来年改正ということで、意見を求められる機会が様々ありました。その中で、提案事項の1つ目、島周辺での大型まき網や沖合底引き網、こういったものに対して、島を維持するためには島の住民による漁業経営が大切、そのためには島の周辺の資源が大切という観点から、島外からの量産型漁業の操業禁止区域を拡大するように提言しました。これがどこまで取り上げられるか分かりませんが、何か動きがあれば皆様に報告いたします。

茂野会長

他に御意見や御質問はありませんか。

奥田委員 大中小型まき網漁業の操業禁止の拡大（に係る要望），これはもう何十年も続けているんですよ。沖縄県並みの禁止区域にしてほしいと、それが奄美の要望なんです。奄美群島水産振興協議会から何度も陳情に行っているんですよ、この問題で。沖縄県並みに禁止区域を拡大してほしいと。それにも関わらず、全然進展していない。ここ（今回の連合海区の要望事項）に、「沖縄県並みに」と入れたらどうですか。

茂野会長 事務局、いかがでしょうか。

奥田委員 全然進展しないんです。もう20年以上要望しているのに。
沖縄はですね、（日本に）復帰するときに（操業禁止区域が）決まったんです。奄美は、昭和28年に復帰したんですが、その時にそういうこと（操業禁止区域）を考えずにやってしまったんです。ですから、沖縄県並みに奄美（の操業禁止区域）もやっていただかないと。「沖縄県並みに」という文言をぜひ要望事項に入れてほしいと思います。
操業禁止区域は、沖縄は確か20,000メートル…。

宍道事務局次長 沖縄は20,000メートルと記憶しております。奄美は、手元に資料がありませんが、確か4,000メートルだったと思います。おっしゃるとおり、奄美は沖縄よりも禁止区域が狭かったと記憶しております。

奥田委員 大中小型まき網漁業船は、最近は奄美海域に長崎から来ていないんですよ。来ておりませんが、来ていた頃は、操業禁止区域内の3キロくらいのところであぶるわけですよ。（禁止区域内で集魚灯を灯して魚を集め、禁止区域外まで魚群を）引っ張って行って巻くんですよ。そういうことがひどくて、全く捕れなくなったということがあるんです。同じことが二十年来繰り返されてきているわけです。それなのに、何の進展もない。
沖縄県並みに何としてでもしていただくということで、何度も陳情に行って、農水省にも、大臣にもお会いして、分かりましたと。長崎県が反対するんです。これは、今しっかりやっておかないと、いずれまたこの問題出てきますよ。

前田委員 先日、焼内湾に入ってきていましたからね。船を直すために。1週間くらい前でした。旧式曾根のあたりで操業していると思うんですよ。

奥田委員 台風などの時も焼内湾や瀬戸内に入ってくるんですよ。

茂野会長

沖縄県（の操業禁止区域）は、確か20,000メートルでしたね。昔の海
区委員会では、奄美海区で操業禁止区域が20,000メートルになった場合
の禁止区域がどの範囲になるかというのが分かる資料も出していた
いたと思うのですが、今回、そういった資料がもしあれば出して
いただければ。ピンとこないものですからね。沖縄と奄美の操業禁止区域の
違いというものがですね。

宍道事務局次長

過去の経緯等の資料も確認させていただきながら、今回の提案に盛り
込むかどうかという点で、お示しできるデータが手元にありません
ので、まずは、過去のデータ、数字を確認させていただいて、他の海区や
本庁とも意見調整をさせていただいて、検討したいと思います。

奥田委員

九州ブロックに要望事項を上げていくわけですがけれども、九州ブロッ
クの皆さん、そして全国海区漁業調整委員会連合会の皆さん、沖縄と奄
美のまき網の禁止区域の違いを御存じなんですかね。沖縄は20,000メー
トルですよ、奄美は4,000メートルですよとしっかり申し上げたほうが
いいと思うんですよ。御存じではないでしょうから。ずっと陳情して
きているんですから。

元山委員

データが手元にないので決めることができないとなると、例えば、も
う一度、事務局が資料をそろえて、改めて議題について集まって協議を
するのか、それとも、連合海区の委員となっている3名に一任するの
かについて、間に合わなかったから議題にしなかったとにならないように、
それを今決める必要があるのではないのでしょうか。

議題にあげるかどうかは、委員の3名に一任するか、それとも、（連
合海区委員会の前に）委員会を開催するのかを。

茂野会長

先ほど奥田委員より提案のありました「沖縄県並み」という文言を要
望に入れるのか、それとも、一応、議案は議案として、内容を見直すべ
きと決めた上で、連合海区委員会において、具体的な地図なども出しな
がら、九州ブロックへの要望事項としてお願いしますとするのか、どう
いった取扱いにしましょうか。

事務局、いかがでしょうか。

これは、先ほど奥田委員からもありましたとおり、奄水協で何回も沖
縄県並みということで、数字も入れて陳情をしているものです。その
後、ブロック会議への要望事項としては数字を省いた形で、こういった
文言で出されてきました。今回もそのようにするのか、どうするかです
ね。

奥田委員	奄美の希望は、沖縄県並みなんです。
篤委員	今回の九州ブロックへの要望事項は、大中型まき網漁業と沖合底引き網漁業が一緒になっていて、ごちゃ混ぜになっている議題なんですけど、奄美大島海区からの意見としては、具体的な形で出して、それを連合海区委員会で議論いただいて、鹿児島県から九州ブロックへ提出する際にどうするかということを連合海区委員会で判断してもらえたらいいのではないのでしょうか。
奥田委員	奄美が言っているのは、沖合底引き網漁業のことではなく、大中型まき網漁業のことなんですよね。
宍道事務局次長	資料2ページの連合海区事務局長からの依頼事項にもありますとおり、話題提供希望又は議論したい項目があれば、別紙様式1において海区としての意見を申し述べるができることになっていますので、今回の奄美大島海区からの意見として、今議論した内容を要望事項に盛り込むべきではないかということ意見を、連合海区委員会において議論いただくという整理でいかがでしょうか。
茂野会長	今の提案について、いかがでしょうか。
奥田委員	連合海区委員会で議論をすることはいいと思います。要望事項について、沖合底引き網は沖合底引き網、大中型まき網は大中型まき網で、それぞれ独立した要望にしてほしいです。
宍道事務局次長	沖合底引き網漁業に関しては、これはこれで、種子島辺りでは、他県の底引き網漁船が、今も引き続き実態としてあるかは別として、近場で操業しているという問題があつて、それに対して一定の制限区域を設けてほしいという要望があつたという経緯があつて記載しているものだと考えています。 したがって、鹿児島県連合海区委員会として、大中型まき網と沖合底引き網を併記しているのは、複数の海区にまたがる問題を1つの要望事項として記載しているという経緯があります。
奥田委員	休憩を入れていただけますか。
茂野会長	事務局、ちょっと中断してよろしいですか。
事務局	(了承)

茂野会長 しばらく休憩します。

《 暫時休憩 》

茂野会長 よろしいですか。では、再開します。

先ほどから、要望事項連合海区事務局案の1についての意見がありましたが、2と3については、連合海区事務局案のとおり承認することとし、1に関しては、連合海区委員会に話題提供の上、連合海区委員会には私も出席しますし、その中で議論していただいて、そこで修正があれば修正をしていただくと。（奄美大島海区としての）修正案については、連合海区委員会委員となっている3名に一任するというところでよろしいですか。

各委員 (異議なし)

茂野会長 それでは、そのように決定いたします。

【その他】

茂野会長 その他、事務局の方から何かございませんか。

丸山書記 次回の委員会の予定は、急な案件等がなければ、秋ごろの開催を予定しております。日程等については、各委員へ個別に相談いたしますので、どうぞよろしく申し上げます。

茂野会長 委員のほうから何かございませんでしょうか。

各委員 (特になし)

茂野会長 特にないようですので、以上で、本日予定されておりましたすべての議事を終了いたします。

議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

吉元事務局長 これをもちまして、第263回奄美大島海区漁業調整委員会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

議事録署名

茂野 拓真



篤 昭仁



中田 留弘

